

岡山県玉野市立田井小学校PTA慶弔規定

(平成21年4月改正)

- 第1条 病気・けが等により（2週間以上）した児童には金3,000円の見舞金を贈り、これを慰問する。
- 第2条 児童や会員が死亡した場合は金10,000円と花輪1対を供える。
- 第3条 教職員の親族（配偶者・実父母・子・同居養父母・同居義父母）が死亡した場合は、花輪1対を供える。
- 第4条 会員が表彰された場合、記念品（市から表彰の場合は3,000円、県から表彰の場合は5,000円程度）を贈る。
- 附則1 その他、特別の場合は、会長、副会長及び関係者と協議して決定し、幹部役員会及び評議員会に報告する。
- 2 この規定は評議員会の協議により改廃できるものとする。